

## **Korean REACH (K-REACH)**

既存化学物質および新規化学物質の登録または免除に関する情報

K-REACH (韓国の化学物質登録及び評価等に関する法律)は 2015 年 1 月 1 日に施行されました。K-REACH では、化学物質の製造者および輸入者に韓国で流通する化学物質の危険有害性スクリーニングとリスク評価に関する情報の提供を義務付けています。登録、申告または免除となる対象物質は、化学物質が新規化学物質または既存化学物質であるか、さらに製造または輸入量により分類分けされます。

K-REACHでは、すべての新規化学物質(韓国の既存化学物質目録に記載されていない物質) および製造または輸入量が年間1トン以上になる既存化学物質に対して登録、申告または免除申請を行う必要があります。既存化学物質が1トン以上になる場合、猶予期間の適用を受けるには(遅延)事前申告が必要です。

## K-REACH

BYK Korea LLC.は当社全ての海外製造拠点の唯一の代理人(OR)として以下の申請を遂行しています。

- 韓国に輸入する BYK 製品に含有される既存化学物質の(遅延)事前申告
- 既存化学物質および新規化学物質の登録、申告および免除申請
- 登録、申告および免除の承認を受けた物質に対する輸入者の届出

当社 OR を通じて申請を行われる場合は、BYK 製品単独、またはお客様の製品中に含有される BYK 製品を韓国へ輸入する前に下記情報をご提供ください。

- 輸入者情報(名称、ビジネスライセンス番号、担当者、電話番号、輸出国);
- BYK 製品の予想年間輸入量[トン]:
- 最終製品における BYK 製品の用途

詳細情報は当社 HP をご参照ください。https://www.byk.com/BRIEF-Team

当社は、お客様が BYK 製品を滞りなく輸入開始または継続できるよう、さらにお客様の K-REACH 遵守が確実なものとなるようサポートいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ビックケミー・ジャパン株式会社

化学品法規制管理

TEL: 03-6457-5501 (代) info.byk.japan@altana.com

